

<資料編>

資料3：「2017年統計調査士・専門統計調査士 受験対策講座」案内



統計調査士・専門統計調査士 受験対策講座

3つのポイント！

- 過去の出題内容と2016年度の試験問題を解説
- リサーチャーに必要な統計学の知識と調査実施実務を基礎から学ぶ
- 公的統計に関する基礎知識とデータの利活用について学ぶ

●日程及びプログラム

弱点克服！受講の組み合わせは自由！

9/13(水)
10:00▶17:00

① 統計学基礎講座

–統計学の基礎を定量調査の手順に沿って学ぶ–
(標本調査と母集団推計、無作為抽出の方法、標本誤差・代表値、検定など)

14,000円
(税別)

9/19(火)
10:00▶13:00

②-1 統計学応用講座

–相関／時系列データについて–
(各種相関係数の特徴や時系列データで使われる指標など)

7,000円
(税別)

9/21(木)
14:00▶17:00

②-2 統計学応用講座

–予測／要因分析について–
(重回帰分析、数量化Ⅰ類、判別分析、数量化Ⅱ類)

7,000円
(税別)

9/26(火)
10:00▶13:00

②-3 統計学応用講座

–構造分析について–
(主成分分析、因子分析、数量化Ⅲ類（コレ спинデンス分析）、クラスター分析)

7,000円
(税別)

10/3(火)
10:00▶17:00

③ 専門統計調査士対策講座「データの利活用編」

–2016年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説–
(標本設計・データ分析・精度評価・調査データ・分析結果のまとめ等の手法など)

14,000円
(税別)

*受講者は、①②に相当する知識があることが前提とします。統計学基礎講座に該当する内容については解説をしません。

10/10(火)
10:00▶13:00

④ 統計調査士対策講座「公的統計実務編」

–2016年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説–
(公的統計の役割・統計法規・統計調査の基本的知識・統計調査員の役割など)

7,000円
(税別)

10/10(火)
14:00▶17:00

⑤ 専門統計調査士対策講座「調査実施実務編」

–2016年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説–
(調査の企画・運営・実施・調査員指導など)

7,000円
(税別)

●使用テキスト

テキスト代は、参加費に含まれます。

① ②はオリジナルテキスト（②については②-1～②-3の内容を含む、共通のテキストとなります）

③⑤は日本統計学会『日本統計学会公式認定 統計検定 統計調査士・専門統計調査士 公式問題集[2013～2015年]』(実務教育出版)④は立教大学社会情報教育研究センター『統計検定統計調査士試験対策コンテンツ』

2講座以上受講される場合、または2017年6月末までにお申込の場合は、割引制度（10%,どちらか一方のみ）があります。

<資料編>

資料4：市場化テストを実施している統計調査

市場化テストを実施している統計調査

平成30年4月現在

No.	事業名	市場化テスト終了	新プロセス ○:移行	所管府省
1	消費動向調査	○		内閣府
2	科学技術研究調査	○		総務省
3	サービス産業動向調査			総務省
4	民間給与実態統計調査		○	財務省
5	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査		○	厚生労働省
6	就労条件総合調査		○	厚生労働省
7	能力開発基本調査			厚生労働省
8	医療経済実態調査			厚生労働省
9	牛乳乳製品統計調査		○	農林水産省
10	生鮮野菜価格動向調査 ※平成29年度まで事業終了		○	農林水産省
11	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査		○	農林水産省
12	農業物価統計調査		○	農林水産省
13	内水面漁業生産統計調査		○	農林水産省
14	経済産業省企業活動基本調査		○	経済産業省
15	石油産業情報化推進調査			経済産業省
16	情報通信業基本調査			経済産業省
17	海外事業活動基本調査			経済産業省
18	中小企業実態基本調査			経済産業省
19	容器包装利用・製造等実態調査	○		経済産業省 農林水産省
20	建設関連業等の動態調査	○		国土交通省
21	国際航空旅客動態調査			国土交通省
22	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査			環境省

* 新プロセス及び市場化テスト終了について

公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等(以下「実施府省等」という。)の自主的な取組みを促す観点も踏まえ、評価において良好な実施結果が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的入札・契約に委ねる新たなプロセスを「新プロセス」と呼ぶ。また、監理委員会の審議の更なる効率化を図る観点から、市場化テストの対象となった事業を公サ法の対象から外し、国の行政機関等の責任において入札・契約を行うこととする、「市場化テスト終了プロセス」を設けることとした。

<資料編>

**資料5：基調講演「产学研連携の新しいかたち
公的統計基盤整備委員会の現状と将来
展望」**

産学官連携の新しいかたち

公的統計基盤整備委員会の現状と将来展望

2017年10月13日

田下 憲雄

今日、お話ししたこと

1. 委員会設立に際しての会長としての期待
2. 官の仕事に民間の叡智を投入することについての社会的意義、業界としての価値
3. 現在の委員会活動に対する評価、今後への期待

公的統計基盤整備委員会設立の経緯

●小泉構造改革（2001～2006年）

- 「民間にできることは民間に」「官から民へ」
- 2006年「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法、市場化テスト法）の公布

●2007年総務省統計委員会発足

●2007年経済産業省「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する調査研究」

- 統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、改善に向けた対応策、及び今後の可能性についての検討
- i) 公表資料・文献等調査 ii) ヒアリング調査 iii) 民間事業者に対する意識調査 iv) 有識者による研究会 v) 海外事例調査

研究会での発言から

各委員の方が様々な発言を行っていて議論の流れを踏まえると、最初は官側の統計調査の要求と民側の認識がズれていたというように感じている。それが徐々に埋まっていって、最終的には問題点が明確になっていったと感じている。その内容についてはこの報告書の中にほとんど盛り込まれている。これからのことを考えると、官側も民に対する様々な理解が必要だが、民側も官に対する理解が必要であると感じた。統計調査に対応する受け皿の基盤整備を、各社が対応できないなら業界全体として基盤整備を行う必要があるのではないか。官側の要求を理解して、対応していく力を民側で形成していくことが今後の課題だと認識している（同プロジェクト報告書）

2008年公的統計基盤整備委員会の設立

- 公的統計における民間事業者の活用のための受け皿づくりをJMRAのイニシアチブで推進し、「魅力ある、開かれた公的統計調査市場」の成立をめざす
 - 受け皿の母体となる業界組織としてのJMRAの存在を広く知らしめる
 - 公的統計の実際について、市場参入を目指す会員社の理解を深める
 - 公的統計分野を「魅力ある市場」にするために、受託者として備えるべき要件を整理するとともに、発注側に対する要望をとりまとめる
- 「情報発信のできる協会活動の実現」
 - 優良なコンテンツを業界の内外に発信することによって、人と情報とお金が集まる協会活動を実現する

公的統計の民間開放の推移

単位：億円 () 内は構成比%

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
全体	26.9	37.3	45.1	53.1	61.4	40.6	55.9	60.1	63.9
JMRA	13.3 (49)	19.3 (52)	21.0 (47)	32.9 (62)	36.6 (60)	19.2 (47)	38.1 (68)	42.1 (70)	48.3 (76)

JMRA公的統計基盤整備委員会報告書

- 公的統計の市場は順調に増加し、2016年度は63.9億円の規模となった
- また、JMRAのシェアも拡大し、2015年度以降は7割を占めるようになった
- 国の統計事業予算は約300億円で、民間開放は2割程度。「国の統計職員数は顕著に減少しており、民間委託する統計調査業務は、さらに拡大すると予想」（2016年総務省政策統括官室基本計画担当講演資料）

基盤整備のための委員会の取り組み

●業界としての基盤整備

- 委員会活動を通して発注先にはもちろんのこと、業界内外に公的統計分野でのJMRAの存在を広く知らしめる
- 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の検討と提言

●企業としての基盤整備

- プライバシーマーク、ISO9001、ISO20252、ISMSなどの認証取得

●個人としての基盤整備

- 統計調査士、専門統計調査士の資格検定

中央官庁におけるJMRAの認知度は大幅に向上し、一定の成果を上げた

官と民との違い

官の仕事に民の力を活用することの意義

●民間の活力、創意工夫はどこから生まれるか

- 民の叡智の源泉は、利益という評価尺度があること
- 自分で稼いだお金で、社員の生活を成り立たせ、成長のための投資をする。現在の赤字は将来に対する投資 (ROI=Return on Investment)
- 公正な競争環境のもとで、価値あるサービスを実現することによって、適正な利益を確保し、持続可能な成長を実現する

●公共サービスの財源は税金

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックには事業責任者（収益責任者）がいないという不思議
- 公共サービスの持続可能性を担保するためには、ROIの観点を導入することこそ重要

官と民とのパートナーシップに立ちはだかる壁

- 民にとって「魅力のある市場」とは
 - 利益を確保できる
 - 専門性を発揮できる
 - 社会の情報基盤の整備に参画し、国民経済の発展に貢献できる

三つの壁

- 価格競争が厳しい。「税金で儲けることは許されない」
- リスクが大きい。大規模調査の受け皿となるインフラが整備されていない
- 民間事業者の活用の推進対象業務の範囲は「国の行政機関が保有する中核的な知識・能力を必ずしも必要としない業務」（総務省「統計調査における民間事業者の活用に係わるガイドライン」）

委員会活動は大きな壁の前でマンネリ化してしまったのか？

認知度の向上からプレゼンスの向上へ

- 「存在を知らしめる」ことから「存在感を高める」ことによって、「魅力ある市場」の確立をめざす
- プrezens向上のための委員会活動
 - イコールパートナーとしての矜持
 - これまでの基盤整備のための活動はスリム化
 - 環境変化への対応について、情報発信をし続ける
 - 協業と競業。専門性を高めるために切磋琢磨しながら、協業する
 - 公的統計業務のプレゼンテーションがあってもいいのでは
 - 「めさせ、国勢調査」

対応範囲を拡大し、専門性を極める

- 日本の官の宿命として、スペシャリストを育成することは困難。特に統計分野の職員数の減少は顕著。民にとっての大きなチャンス
- 多様な専門性が必要
 - データ収集業務「力仕事にこそインテリジェンスを」
 - 日本の公的統計は分散型。分野別の専門家が必要
 - ICTを活用したデータ収集と活用では民が大きくリード。POS、インターネット、ビッグデータetc.
 - 企画設計、データ解析などの上流工程へのチャレンジ
- MR業界が消費・流通構造の変化やICTの進化によって様変わりしたように、公的統計も変わらざるをえない
 - 公的統計は一周遅れではなく、二周遅れ
 - CHANGEはCHANCE、民間開放はそのための入り口

産官学の新しいパートナーシップのために

- 2016年総務省「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」の場合
 - 60年以上続いた家計調査は、ICTの進化、ビッグデータの時代の到来によって、今や「前時代の遺物」と化した
 - 官と学との新しい連携
 - 上流工程の民の代表はやはりシンクタンク？リサーチ会社はデータプロバイダーに留まるのか？
- 2017年「消費動向指数研究協議会」への参画は大きな試金石
～JMRAが取り組むべき課題～JMRA産業ビジョンから
 - 領域の拡大による新規参入の促進
 - MRの社会的意義に関する生活者への啓蒙活動
 - 产学連携の強化による幅広い人材の確保
 - 官への働きかけの強化による独自の価値づくり
 - 会員社の相互連携による良質な実査環境確保

**顧客に学べ
競合に学べ
海外に学べ**

**志を高く
視野を広く
目線を低く**

<資料編>

資料6：基調講演「統計改革と民間委託の取組について」（経済産業省調査統計グループ）

統計改革と民間委託の取組について

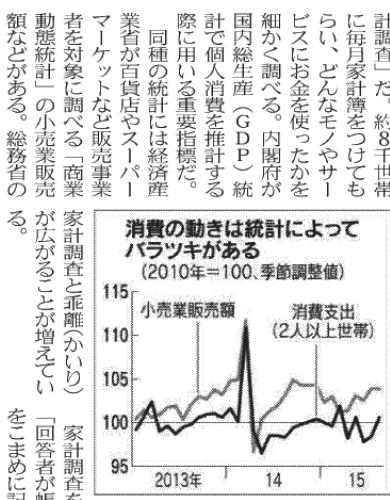
平成29年12月
経済産業省
調査統計グループ

統計改革の契機①

麻生太郎財務相は16日、
の経済財政諮問会議で、
消費や賃金といった経
済統計の精度を高めるよう
提案した。雇用環境の改
善にもかかわらず賃金が
伸び悩むなど、指標の間
でちぐはぐな動きがでて
景気の実像をつかみづら
いためだ。実態以上に悪
い指標が出て、財政出動
や減税を求める声が出る
のを抑える感覚もあるそ
うだ。

財務相が「精緻化」
必要な例として挙げたのは、
総務省がまとめた家

経済統計って 正しいの？



法人企業統計見直しへ

統計委、毎月勤労も精度指摘受け

経済統計の精度を巡る議論が高まるなか、内閣府の統計委員会は26日の会合で、法人企業統計を12月、毎月勤労統計を来年1月に審議する方針を決めた。両統計とも来年2～3月に報告書をまとめて入れ替えるなどを想定する方針を示した。

毎月勤労統計は2～3年ごとに調査対象企業約30万社を入れ替えるが、結果が大きく変わることを防ぐため、2016年の経済財政諮問会議で精度の問題を

まとめた入れ替える手法に変えた。統計委では、さらに改善が必要かどうかを議論する。

16日の諮問会議では麻生太郎財務相が毎月勤労統計や家計調査などの課題を指摘した。いずれも内閣府が国内総生産(GDP)の推計に使う統計で政策判断への影響が大きい指標だ。

統計改革の契機②

東京の残暑は厳しい。盛夏に公表されたのが常だ。季語に「夏」が載った経済書は、かつてはこの季語として歳時記にも載った。
敗戦から10年あまり、1956年（昭和31年）の本書の結論に、「官房エコノミスト後藤謙之助は『もやもや戦後』ではない」とした。事実を取材した日本を象徴する成句として名高いが、後藤謙之助はその実、後に続く一節に自らの意を述べた。「我々はまだ異なった事態に正面しはじめてる。回復を通じて成長ははつきりした。今後の成長は近代化によって支えられる」（同上）日本人は「立派に進む」といふべきだ。重みがあった。経済革新本筋は消えた。経済運営が官房は、経済財政政策は、その役割は経済街頭白書が繋がる名前で読み手に引きつけるだけにならない。時代の政策の変遷と進む話題である人気不足を起点に、デフレ脇知過度で地方に停滞感が漂う。資金繰りを抑える雇用と、雇用を確保する小規模企業を行き交う。地方の雇用者、利権を擁する地元組合と経営層の方に安定感を持続するよう努めた。戦後3番目に長い景気萧条が米中経済に寄りかかっている。この危機感が強まるが、開催されたが、EBMを意識している。今年度版の特徴は、エビデンスベーストボリュームーチキン。実証に基づいた政策立案である。霞が関官僚の間でこそ

アベノミクス進化するか

上級論説委員 大林 尚

政権が誇るアベノミクスの「成果」は		
項目	うたい文句	具体的な例示
名目GDP	過去最高	16年度は12年度比9%成長、537兆円
雇用情勢	過去20年で最高	就業者数は12年からの4年間に185万人増
賃上げ率	3年連続2%以上	14年2.07%→15年2.20%→16年2.00%
企業の経常利益	過去最高	15年度は12年度比41%増の68.2兆円
設備投資	リーマン危機前の水準	16年度は12年度比15%増の82.6兆円
倒産件数	90年以來の低水準	16年度は12年度比3338件減の8381件

（注）6月公表「未来投資戦略2017」関連資料から抜粋

首相はアベノミクスの成果を強調した（3日、官邸での記者会見）

足りないのは科学の手法
かくさん語になっていて、日本は、政策立案がEPMを実現するため、その道修正や分化に役立つ。そのため、いわゆる皮膚感覚的で、開拓的な視点で、EPMを意識している。今年度版の特徴は、エビデンスベーストボリュームーチキン。実証に基づいた政策立案である。霞が関官僚の間でこそ

（出典）日本経済新聞 平成29年8月14日 朝刊6面

2

統計改革推進会議について

平成28年12月21日

「統計改革の基本方針」決定（於：経済財政諮問会議）

- ・関係閣僚等で構成する統計改革推進会議を設置。
- ・具体的な方針を取りまとめ、29年夏の骨太方針に反映。

平成29年 2月 3日

第1回 統計改革推進会議（注）

幹事会・コア幹事会（随時）

4月14日

第2回 統計改革推進会議（中間報告）

5月19日

第3回 統計改革推進会議（最終取りまとめ）

反映

6月 9日

骨太方針

（概算要求等）

（法律改正の検討など改革の推進）

進捗状況をチェックし、改革を後押し

（注）統計改革推進会議の構成員

閣僚等：官房長官（議長）、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、日本銀行総裁

有識者：統計に関する専門知識を有する者10名
(伊藤元重、金本良嗣、川崎茂、新家義貴、西村清彦、橋本英樹、三輪芳朗、宮川努、美添泰人、渡辺努)

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）

◆ 経済財政運営と改革の基本方針2017（統計改革の推進部分のみ抜粋）

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

（6）統計改革の推進

「統計改革推進会議最終取りまとめ」等に基づき、証拠に基づく政策立案（EBPM）と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する。

EBPM推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じてEBPMの実践を進め、EBPM推進体制を構築する。また、GDP統計を軸にした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進、報告者負担の軽減と統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化などの取組を推進する。その際、中長期にわたる改革の取組を確実に実施するため、必要となるリソースを計画的に確保するとともに、効率化の徹底等により官民の統計コストを3年間で2割削減する。

従来の経済統計を補完し、人々の幸福感・効用など社会の豊かさや生活の質（QOL）を表す指標群（ダッシュボード）の作成に向け検討を行い、政策立案への活用を目指す。

4

統計改革推進会議最終取りまとめ

1. EBPM推進体制の構築

- EBPM推進の基本的方針（官民データ活用推進基本法の基本計画において策定）
- EBPM推進統括官（各府省）、同統括官からなるEBPM推進委員会の設置
- 政策、施策等における取組（政策効果のミクロ分析、リーディングケースの提示等）

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

- GDP作成方法の大幅な見直し（GDPの精度向上に資する手法に転換）
- サービス関連統計の統合・拡充、商業統計の年次化等

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

- 行政記録情報やビッグデータ等の利活用の促進（次期通常国会で統計法の見直し）
- 毎年ユーザーニーズを募集し対応案を公表、対応状況をフォローアップする取組を開始

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

- 効率化の徹底により統計に関する民間コスト及び行政コストの引き下げ（3年間で2割削減）
- 統計棚卸しの実施（モニタリングと継続的な改善）、統計の品質評価を行う「評価チーム（仮称）」の設置
- 統計改革のためのリソースの確保、人材の確保・育成に関する方針の策定

5. 今後の進め方

- 推進会議は、今後も取組の推進状況を的確にフォローアップし、改革の進展を図る

経済産業省としても、このような取組を積極的に進めることにより、

（出典）統計改革推進会議最終取りまとめより抜粋

・第4次産業革命（IoT、ビッグデータ）時代の公的統計制度への移行の道筋をつける

・改革の貫徹とリソースの制約を両立させる

ことが、重要であると考えている。

5

1. EBPM推進体制の構築

EBPM（Evidence Based Policy Making）とは

- EBPMとは、「各府省の所掌する政策分野の特性を踏まえ、その政策判断について、データの収集・分析を通じた事実と政策課題の把握、政策目的の的確な認識、これを踏まえた政策とその効果の間の因果仮説構築・因果関係把握を通じてなされる政策の改善」を指す。

EBPM推進体制の整備に係る考え方（平成29年7月19日内閣官房行政改革推進本部事務局、EBPM推進体制に係る説明会配付資料）から抜粋

<これまでの経緯>

- 平成28年10月7日～12月6日 行政改革担当大臣に助言を行うことを目的として、EBPMのニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会（座長：三輪大臣補佐官）を内閣官房行革本部において合計9回開催。

統計改革推進会議 最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議）から抜粋

- 我が国では、世界に類を見ない少子高齢化の進展や厳しい財政状況に直面しており、こうした現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、また、その効果を検証することの必要性はこれまで以上に高まっている。（中略）
- 我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（EBPM。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）を推進する必要がある。
- 最終取りまとめの内容を「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）に反映。

6

1. EBPM推進体制の構築

EBPM推進体制の構築に向けた統計分野での取り組み

- 統計改革推進会議の最終取りまとめでは、統計データを始めとする各種データは、EBPMを支える基盤であり、国民の合理的意思決定の基盤であると位置づけ、政府横断的な観点からEBPMを後押しするため、EBPM推進委員会を中心に、以下の取り組みを行うこととしている。
 - ①各省庁の保有する統計等データの提供等のための仕組みの整備**
個別の省庁がこれまでに提供してこなかった統計等のデータの提供要請を受けた場合においても、適切に判断ができるための統一的・整合的な基本的ガイドラインの策定
 - ②地方自治体・民間が保有するデータの利活用のための仕組みの整備**
各府省の求めに応じ、地方自治体や民間の保有するデータに係る要請者、保有者の意見を聴いて、必要なあっせん等を行う仕組みの構築
 - ③社会全体における統計等データの利活用の推進**
統計等データの所在案内、民間を含む府省内外からの統計等データの問合せ・要望への対応や調整に必要な体制を整備
- 調査統計グループでは、政府内でも先駆的な取組である「経済産業省統計コンシェルジュ」の更なる活用によりEBPMの取組推進を後押しするとともに、統計改革の流れの中で、必要な制度構築に貢献する。

（具体的取り組み例）

- 従来統計では捉えにくかったデジタルエコノミー関連データの把握
- ビッグデータ等民間データ活用による既存統計の補完・拡充を促進させる仕組みの構築
- 政府全体での統計人材の確保・育成

7

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

整備スケジュール

生産面を中心に見直したGDP統計への整備に係るスケジュール

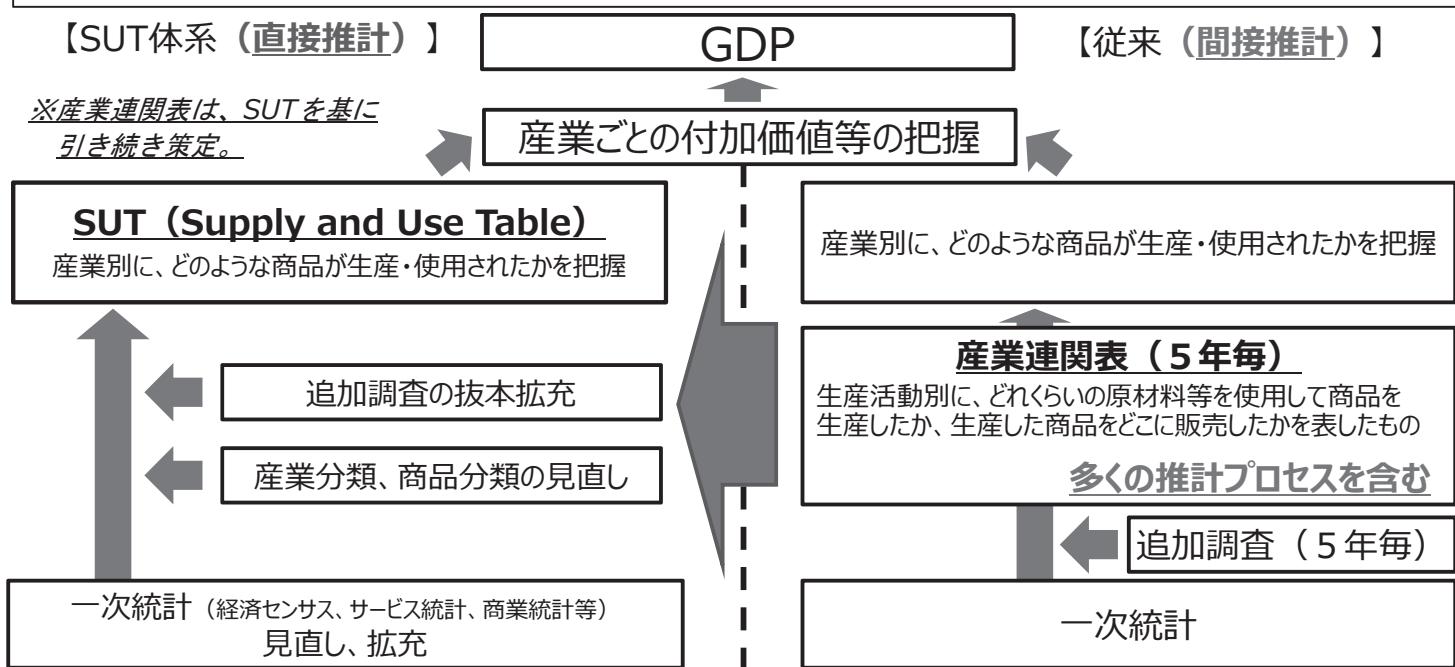
平成29年2月21日 第2回コア幹事会
資料1(抜粋)

		生産物分類・産業分類	経済センサス-活動調査	投入調査(原材料等の費用調査)	産業連関表・SUT・GDP統計
2017	29年度	サービス分野の生産物分類の作成	(新分類を適用)		(年次SUTの枠組みを活用したGDP統計の精度向上) QE等GDP統計の精度向上作業
2018	30年度	産業分類の見直し	試験調査実施		サービス分野等の年次基礎統計の改革
2019	31年度	サービス以外の生産物分類の作成	(自治体、経済界との調整)	標本サイズの拡大	より精緻な情報の取込 SNA基準改定
2020	32年度		経済センサス実施	投入調査実施	基礎統計整備による年次SUTの改善(商業の産出、サービス系の投入等)
2021	33年度		(新分類を適用)	副業の生産活動をより詳細に把握	サービス分野のSUT・IO
2022	34年度		試験調査実施		整合的に作成 2020年表公表
2023	35年度		(自治体、経済界との調整)		より精緻な情報の取込、チェック・バランス 副業生産・投入構造の改善による年次SUTの刷新 SNA基準改定
2024	36年度		経済センサス実施	センサスの一環として実施	全産業のSUT・IO(1年前倒し公表を検討)
2025	37年度				整合的に作成 2025年表公表
2026	38年度				精緻な情報の直接的な反映、チェック・バランス 全産業の直接推計による年次SUTの構築 SNA基準改定
2027	39年度				
2028	40年度				
2029	41年度				
2030	42年度				

8

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善 SUT体系への転換

- 従来型の産業連関表経由の間接的な推計ではなく直接的にGDPを推計することにより、精度向上を実現。
- 統計メーカー（経産省、総務省等）の作業量（統計基本設計・実施、分類策定・見直し、産業界との調整等）は増大するが、当省としても必要なりソースを確保し、積極的に貢献。
- 統計体系を大きく変えるものであり、全体の作業はかなり長期（10年以上）を要する。



9

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

サービス関連統計、商業統計の抜本的見直し

- サービス関連統計、商業統計の見直しを行うことにより、我が国経済の7割に相当する産業の生産性の把握を毎年行うことが可能となり、GDP等の精度向上に資する。
※ 現状は4割しか把握出来ていない（うち商業は5年に2回）。
- サービス分野の生産物分類の創設、財分野や産業の分類の見直しを行うことで、統一的・整合的な把握を可能とする。シェアリングエコノミーの把握が課題の一つ。

	商 業	第3次産業(商業を除く)	製 造 業	カバレッジ
経済全体に占める付加価値の割合 ^{※1}	14%	59%	21%	94%
生産性把握状況	現 在	5年に2回(商業統計調査等)	毎年把握 対象は当省の「特定サービス産業実態調査」のみ (経済全体の6% ^{※2})	毎年把握 (工業統計調査等)
見直し時期	見直し後	毎年	総務省の「サービス産業動向調査」と統合して、毎年調査(33% <u>に拡大</u>)	—
		平成31年～	平成31年～	—

※1(2015暦年値。平成27年度国民経済計算年次推計(平成23年基準改定値)(フロー編)より)

※2(2011暦年値。平成24年経済センサス・活動調査より)

10

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

ビジネスサーバイの枠組みの創設に向けた取組方針

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月）及び「国民経済計算体系的整備部会審議中間取りまとめ」（29年8月）に基づき、経済センサス-活動調査の中間年の経済構造統計として、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーバイの枠組みを2019年度に創設

ビジネスサーバイの枠組み

第Ⅰ期【平成31～32年】《サービス関連3調査を統合した経済構造実態調査（新設）と工業統計調査から構成》

《経済構造実態調査（仮称）》

- 年次化した商業統計調査、サービス産業動向調査（年次調査）及び特定サービス産業実態調査の3調査を統合し、中間年の経済構造統計を作成するための基幹統計調査として「経済構造実態調査」（仮称。以下同じ。）を新設
- 工業統計調査は統合せず、工業統計調査で調査していない製造業の企業及びサービス業の企業等を対象に実施（原則企業調査）
- 中間年の経済構造統計において把握すべき事項のほか、企業全体の付加価値等GDP統計の推計等に必要な事項を産業横断的に把握（今後のSUT体系への移行に向けた検討結果等を踏まえ必要に応じ再検討）
- 調査事項は各方面のユーザーのニーズを踏まえた必要不可欠なものに限定
 - 年次SUTの改善及び年次GDP推計の精度向上、産業別付加価値のより正確な把握
経済統計調査の集約及び調査事項の限定による報告者負担の軽減及び統計業務の効率化

《工業統計調査》

- GDP統計の推計等に必要な品目別製造品出荷額等を事業所単位で把握する工業統計調査について、中間年の経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査と同時・一体的に実施（工業統計調査の調査・集計事項は変更しない）
- ※経済構造実態調査への統合については、名簿情報の事業所母集団DBへの変更や地方事務負担の軽減方策（調査員事務の民間委託化）など工業統計調査の今後の検討状況やSUT体系への移行に向けた今後の検討結果等を踏まえ検討
 - 報告者負担の軽減及び統計業務の効率化

第Ⅱ期【平成34年以降】《経済構造実態調査に関連統計調査を統合し範囲を拡大》

- 工業統計調査等を経済構造実態調査に統合し、経済構造実態調査の調査範囲を拡大

※プロファイリング活動と併せて実施することにより主要企業の負担軽減等を図る。

(出典) 第8回国民経済計算体系的整備部会・第7回経済統計ワーキンググループ（合同会合）より抜粋

11

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進 ビッグデータを活用した新指標開発

- 政策決定におけるスピードの重要性が高まる中、早期かつ精緻な景気動向把握に資するビッグデータの活用が課題となっている。
- このため、民間企業が保有するPOSデータ、サイバースペース上に蓄積されているSNSデータ等のビッグデータ、及びAI技術を活用し、迅速かつ的確に経済活動を把握、適切な政策・意思決定が可能となる新指標を開発する。
- ビッグデータを活用した、新たな手法による統計調査の実施により、報告者負担の軽減の効果も期待される。

28、29年度は、速報性が高く、景気動向をより的確に把握することが可能な下記の指標を開発し、試験公開を実施。

- ・「POS 家電量販店動向指標」、「SNS×AI 景況感指数（中小AI、ウォッチャーAI）」、「SNS×AI 鉱工業生産予測指数」
- 30年度以降は、政府において新たな手法による統計調査の実施、民間においてSNS×AI技術を活用した新ビジネスの創出を計画。

<新指標開発 H28.09～H30.03>

<試験公開 H29.07～H30.03>

<社会実装 H30.04～>



【実施体制】PWCあらた有限責任監査法人、ジーエケー マーケティング サービスジャパン株式会社、野村證券株式会社、株式会社ホットリンク、株式会社インテージ・リサーチ、一般財団法人流通システム開発センター、国立大学法人筑波大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人経済産業研究所

12

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進 SNSデータ（SNS×AI 鉱工業生産予測指数）

- 鉱工業指数（IIP）が公表される2ヶ月前に予測することの可能性を検証。
- 民間ビジネスへ展開するための環境整備。
- AIの統計業務への更なる適用可能性の調査。



【抽出AIの学習プロセス】

① 人間による分類(ラベル付与) (1500件)

仕事が多いと判断されたツイート 例「今日も残業、疲れた」 ↓ 仕事多い	その他のツイート 例「今日は残業なしで早帰り」 ↓ その他
--	--

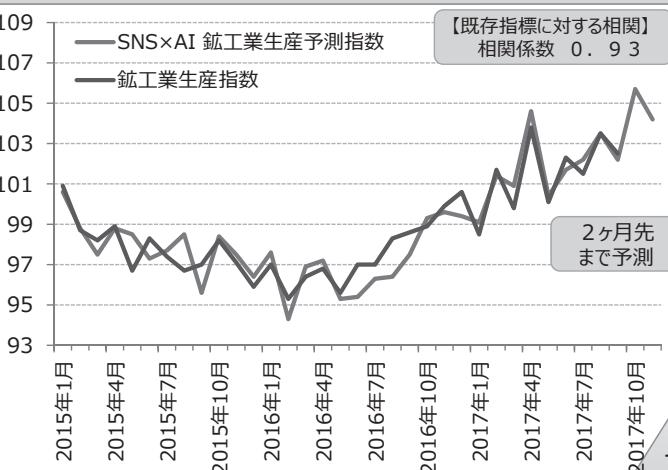
② AIによるモデル学習 (1050件)

訓練データを用いて学習

③ 精度検証 (450件)

テストデータ約450サンプルで精度を検証。
その精度は84.1%と高精度であった。

【SNS×AI 鉱工業生産予測指数】

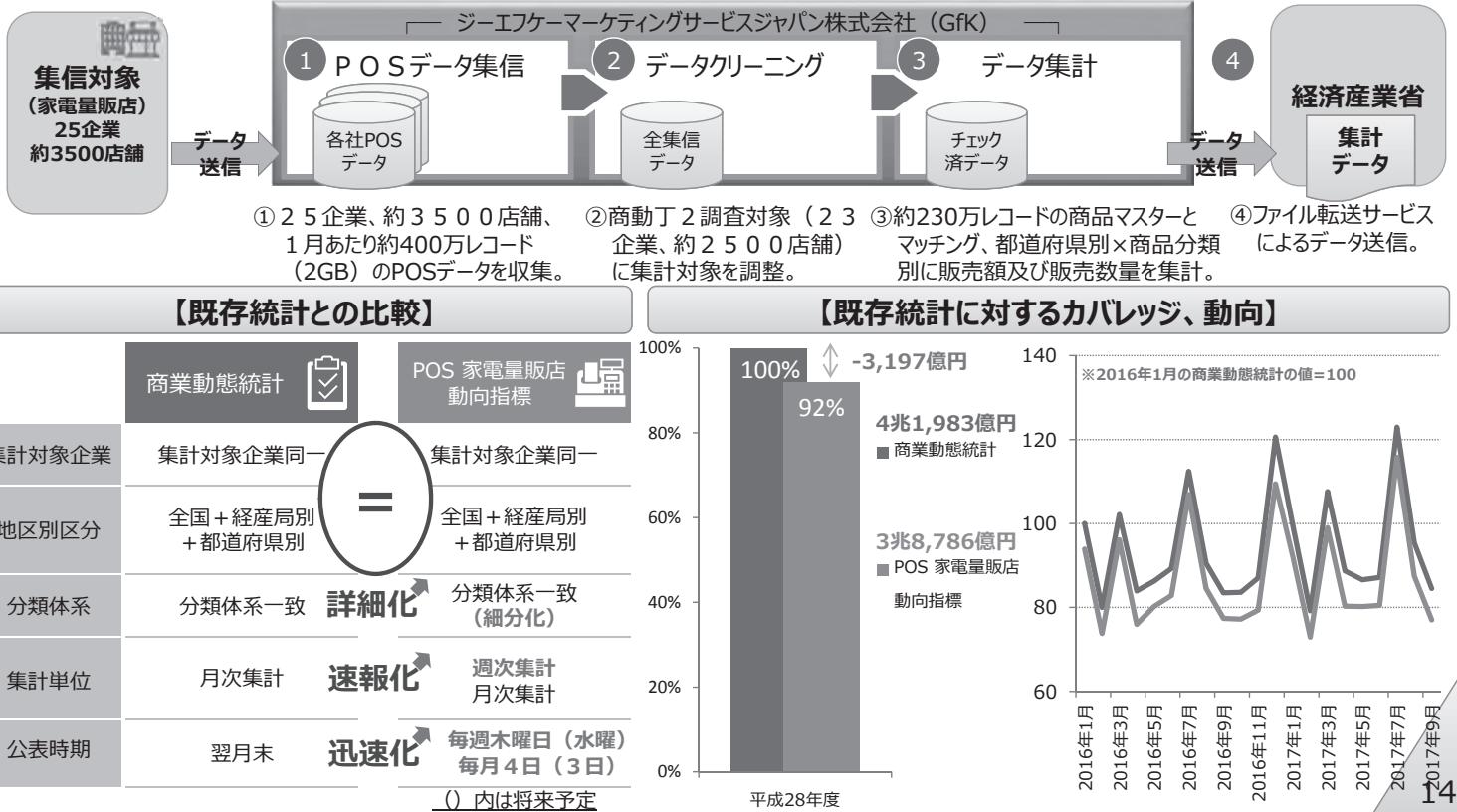


13

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

POSデータ（家電量販店動向指標）

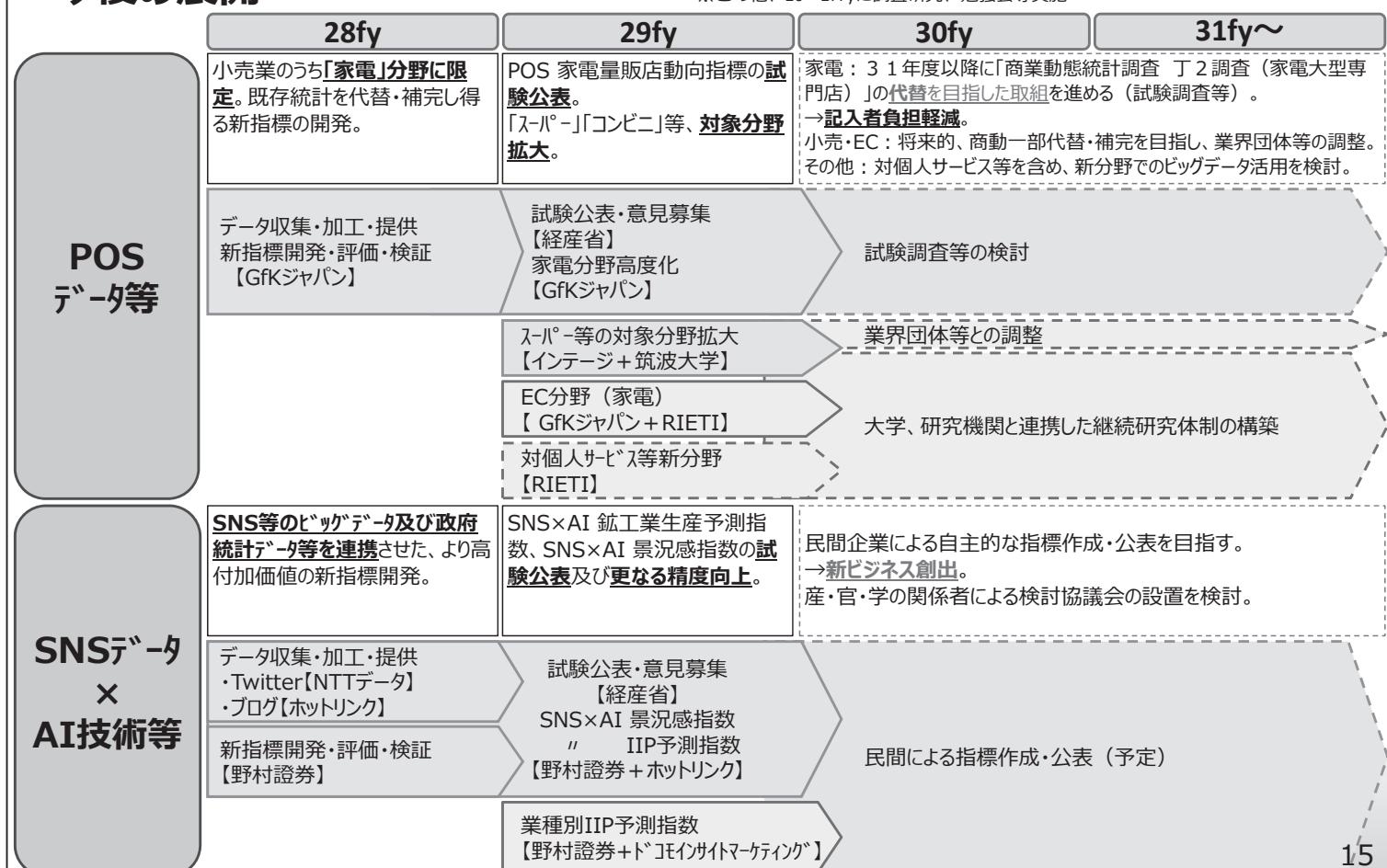
- 商業動態統計調査のうち、家電大型専門店部分の代替、補完となり得ることを検証。
- 実際の政府統計調査に組み込むための課題を抽出・整理。



3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

今後の展開

※この他、26～27Fyに調査研究、勉強会等実施



3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進 統計法改正

- 総務省は、統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月)に基づき、既存の各制度の改善・強化を図るため、下記事項について、次期通常国会での統計法改正を検討中。

<主な改正事項（概要）>

(1) 統計委員会の所掌事務の追加等

- ・建議・勧告・フォローアップ機能（各府省間の予算、人材等の資源配分方針等の審議、行政記録情報等の統計的利活用の支援等）
- ・統計幹事・総括統計幹事の設置 等

(2) 調査票情報の二次利用等の促進

- ・オンライン利用（情報が高度に保護される方法で提供される場合における調査票情報の提供）の取扱い
- ・オーダーメード集計（委託による統計の作成）及び匿名データ提供の要件緩和 等

(3) 統計の作成のために共通に用いる事業者情報の更なる充実・共有の仕組み

- ・事業所母集団DB情報の提供を受けることができる者の範囲の拡大
- ・協力要請の対象の拡大 等

16

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化 統計に関するコストを3年間で2割削減

- 統計に関する官民のコスト削減については、現在改定中の第3期基本計画に記載される予定。
- 他方、行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日規制改革会議行政手続部会決定）においても、統計調査に係る報告者コスト（時間）を平成32年3月までに平成29年度比2割減することとされており、本年6月末に、各省における「行政手続コスト」削減のための基本計画を策定・公表。
- 第2回行政手続部会（平成29年9月15日開催）に提出された経済団体からの意見を受け、大規模調査（当省は経済センサス－活動調査、工業統計調査、商業統計調査）についてもコスト削減の対象にする等、基本計画の見直しを進めていく（平成30年1月末までに実施）。

行政手続コストの削減に向けて 基本計画に対する意見（①調査・統計）

総論

- 調査項目の見直しやオンライン化のみならず、統計改革推進会議の検討結果に基づく負担の大幅軽減を図るべき。
- とりわけ、省庁毎に実施する類似調査や共通調査項目との一本化に向けた政府横断的な検討が必要。
- 法人番号を活用する視点も重要。（例：法人番号の入力で企業の属性情報の回答不要化）

各論

(2) 大規模調査におけるコスト削減の実施

例：経済センサス（総務省、経産省）／工業統計調査（経産省）／商業統計調査（経産省）／法人土地・建物基本調査（国交省）

（出典）第2回行政手続部会 日本経済団体連合会提出資料より抜粋

17

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

統計調査の外注化について①

- 精度の維持・向上を目指し、平成19年度から、調査票の配付、回収、審査を含めた包括的民間委託（請負）として、グループ内の統計調査を順次移行し、調査結果を検証しつつ、進めてきている。

調査統計グループの統計調査の外注化の状況

外注移行年度	統計調査名【括弧内は平成29年度の外注事業者】
19年度	海外事業基本調査【(株)帝国データバンク】
20年度	企業活動基本調査【(株)インテージ】
22年度	情報通信業基本調査【(株)インテージリサーチ】
24年度	工業統計調査【(株)インテージリサーチ】
25年度	純粹持株会社実態調査
26年度	海外現地法人四半期調査【(株)日経リサーチ】
	特定サービス産業実態調査【(株)サーベイリサーチセンター】
	商業統計調査
27年度	特定サービス産業動態統計調査【(株)日経リサーチ】
28年度	商業動態統計調査【(株)日経リサーチ】
29年度	生産動態統計調査【(株)日経リサーチ】

※工業統計調査、商業統計調査、商業動態統計調査及び生産動態統計調査は、国担当調査分等一部について外注、それ以外の調査は、すべて外注。

18

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

統計調査の外注化について②

- 外注化に対する政府の方針は、積極的に民間事業者を活用する方向に転換。

外注化に対する政府の方針

- 公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅱ期、平成26年3月25日閣議決定）より抜粋

公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うこと必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に係る答申（案）より抜粋

今後、民間事業者を一層効果的に活用する観点から、統計調査に精通した民間事業者の育成や裾野の拡大等を通じ、官民を越えて統計を支える基盤を構築するとともに、郵送・オンライン調査の手法による実査業務や照会対応業務等民間事業者が優れたノウハウ等を有する業務については、積極的に民間事業者を活用する。

（出典）統計委員会基本計画部会 第7回共通基盤WG資料より抜粋

19

事業者の選定方法について（「統計調査における民間事業者の活用におけるガイドライン」の改定(本年3月)を踏まえた最近の状況）

- データ入力のみ等、調査の一部を委託する場合については「最低価格落札方式」、複数の業務を包括的に委託する場合は「総合評価落札方式」を採用している場合が多い。
- JV（共同事業体）による入札参加を認めている事例あり（企活調査）。
- 分離調達は、統計調査に係るBPR（Business Process Re-engineering）の中で、検討中（検討例：コールセンターは分けて調達する）。
- 他方、ISOの入札要件化に対し慎重な意見が民間事業者からあることを踏まえ、今後の対応を検討中。
- 入札時の情報開示については、過去に同様の事業を実施している場合には、過年の成果の情報をできる限り提供していく。

入札における事業者の資格・認証等の設置状況（政府統計調査141契約を対象）

	入札における事業者の資格・認証等の設置状況						回答件数	
	設定あり	プライバシーマーク	ISO9001	ISO20252	ISMS又はISO27001	その他		
件数	132	62	27	14	48	34	9	141
割合 (%)	100.0	47.0	20.5	10.6	36.4	25.8	—	—

(出所) 第5回共通基盤WG 資料より抜粋

20

（参考）認証制度等に関する民間事業者等からの意見

III 認証制度等に関する意見等

＜統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するWGにおける民間事業者等からの意見＞

- ✓ プライバシーマークを必須設定（入札要件など）としても特段違和感はない。
- ✓ I SO認証を取得していない民間事業者であっても、認証に準拠した方法で業務を行うことにより、統計作成の質の維持・向上が図られるのではないか。

＜統計改革推進会議における意見等＞

- ✓ 民間委託の品質を確保するため、民間事業者について、I SO基準も反映した資格認証を行うべき。

＜事業者の履行能力の把握のための情報収集＞

- ✓ 総務省において実施した「事業者の履行能力の把握のための情報収集」によると、提出があった141の契約のうち、プライバシーマークを（入札要件又は加点項目として）設定しているのは62件、ISO9001を設定しているのは27件、ISO20252を設定しているのは14件であった。

→ プライバシーマークの要件設定については、民間事業者側においても、それほど抵抗感はない模様。 ISO9001、ISO20252については、民間事業者側には、慎重な意見もあり、また官側も入札要件又は加点項目として設定している割合は少ない。

(出所) 第5回共通基盤WG 資料より抜粋

21

民間委託の成果と評価について①

＜統計品質の維持・向上＞

- 回収率の向上、疑義照会件数の増加等により、精度向上に繋がっている。

民間委託後の調査票回収率の推移

	(A)民間委託前	(B)民間委託後	(C)直近	(B)-(A)	(C)-(A)
海外事業活動調査	18年度	19年度	28年度	3.9%	5.1%
	69.6%	73.5%	74.7%		
企業活動基本調査	19年度	20年度	28年度	3.4%	5.3%
	79.6%	83.0%	84.9%		
海外現地法人四半期調査	25年度	26年度	28年度	2.3%	2.6%
	78.1%	80.4%	80.7%		

＜主な要因＞

- ・到着確認電話 : 関係用品送付後、担当部署・担当者の確認、提出予定時期を確認する目的で架電。
- ・督促電話 : 民間委託以前も職員において行ってきたが、督促電話はテレマーケティング会社への再委託により、一定期間、民間委託前よりも高頻度で集中的に実施。
- ・重点企業への対応 : 売上高・従業者規模の大きな重点企業への丁寧な対応を実施。
- ・管理システムの構築 : 準備段階において、データ管理を行うためのシステムにより、国の職員が提供した対象企業情報や他統計からの移送データについて、外注業者がデータの重複や不備等の人為的なミスの確認作業を実施。
審査・集計段階において、独自のチェックシステムを構築し、テレマーケティング会社等による丁寧な疑義照会を実施。

22

民間委託の成果と評価について②

＜職員数の観点から見た統計作成業務の外注化の効果＞

- 我が国の統計職員数（含む地方局）は、2006年から2017年にかけて約70%減となっている。
- 経済産業省の統計職員数（含む地方局）は、同期間で約24%減、政府全体（除く農林水産省）は約16%減といずれも継続的に減少している。
- リソースが減った中でも、統計の公表遅延はなく、業務の継続が出来ている。

国（含む地方局）の統計職員数

	2006年	2017年	増減
政府全体	5,577人	1,895人	△3,682人 (△66.0%)
農林水産省	4,054人	610人	△3,448人 (△85.0%)
政府全体 [除く農林水産省]	1,523人	1,285人	△ 243人 (△15.6%)
経済産業省	324人	245人	△ 77人 (△24.4%)

（出所）2006年は、内閣府。2017年は、総務省。

23

民間委託の方向性①

【統計の品質向上の観点】

- 国の統計担当者マニュアルの整備及び研修・勉強会を実施。
また、委託先作業の工程管理を確実に実施。
 - ノウハウの着実な継承（統計調査間の横展開も実施）。
 - 競争入札により、毎年委託先が変更しても統計の精度を保つことが出来るよう、マニュアル作成等のインフラ整備は引き続き行っていく。
- 分野を特定し、専門性の高い事業者（テレマーケティング会社等）に外注。
→ 丁寧な電話対応、疑義照会による修正等により、精度・回収率向上に貢献。

24

民間委託の方向性②

【競争環境整備の観点】【民間事業者の育成の観点】

- JV（共同事業体）による入札を可能とする、仕様書作成の段階でパブコメ、複数年度契約を可能としている。
 - 効率的な実施、予算の低減化も促進。
- マニュアルの整備を実施。また、民間事業者間の引き継ぎ期間も可能な限り確保する。
 - ノウハウの着実な継承。
- 調査統計業務は、従来、国が行ってきた業務でもあり、包括的な調査業務を委託できる民間事業者は限定されている。
 - 複数年度契約できる制度を一定程度設けることで、民間事業者の育成を行うことができ、民間委託の促進（ひいては統計の品質向上）が可能となるのではないか。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に係る答申（案）

(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
-------------------------	--	--------------	-------------------------------

25

<資料編>

資料7：基調講演「第Ⅲ期公的統計基本計画の概要」（総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室）

第Ⅲ期公的統計基本計画の概要

平成30年3月16日

総務省政策統括官(統計基準担当)
統計企画管理官室

本日の内容

- 1 公的統計基本計画とは
- 2 公的統計基本計画の変更の経緯
- 3 公的統計基本計画の全体構成
- 4 公的統計基本計画の主な課題
 - (1) 国民経済計算を軸とした経済統計の整備
 - (2) 統計作成の効率化及び報告者負担軽減
 - (3) 統計の品質確保
 - (4) 統計の利活用促進・環境改善

1 公的統計基本計画とは

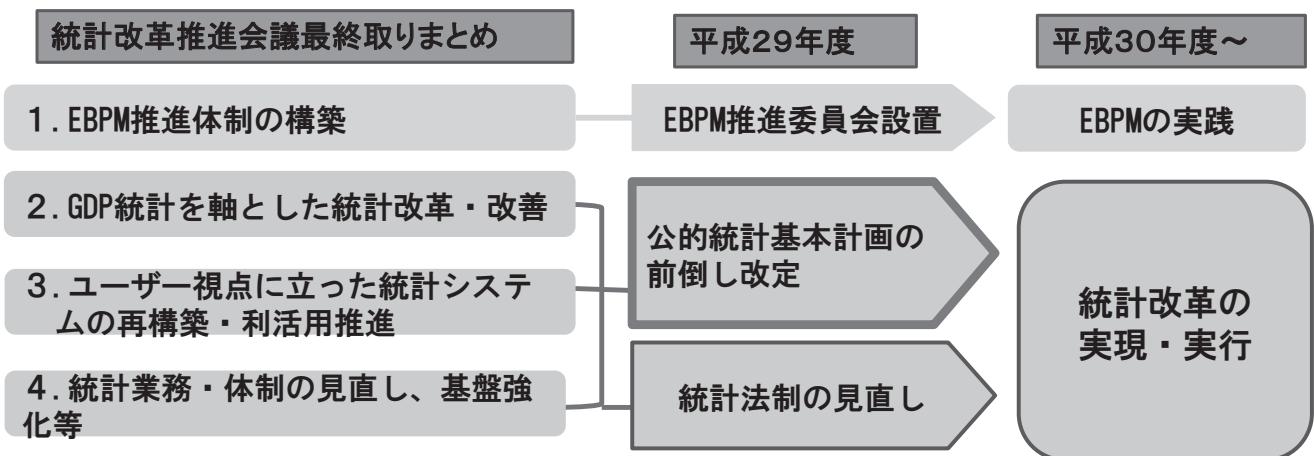
公的統計の整備に関する基本的な計画

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：各府省が必要な統計を作成する「分散型統計機構」の下、公的統計の整備に関する目標や具体的な取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、公的統計基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、総務大臣が推進状況等を取りまとめて公表。統計委員会が推進状況等を評価

2 公的統計基本計画の変更の経緯

公的統計基本計画の変更の経緯

- ◆ この計画は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議（議長：官房長官）が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、統計法に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（公的統計基本計画）を1年前倒しで改定するもの
- ◆ 総務省は、統計委員会答申（平成29年12月19日）を尊重して案を策定し、パブリックコメントを経て、第Ⅲ期の公的統計基本計画を平成30年3月6日閣議決定。平成30年度から、統計委員会を中心に各府省一体となって統計改革を実現



(参考)統計改革の背景・これまでの経緯

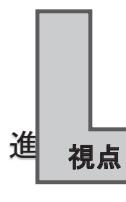
- **経済財政諮問会議** (H27.10月) **麻生財務大臣**
“経済情勢を的確に把握するためには、GDPを推計するもととなる基礎統計の充実に努める必要”
- **骨太方針2016** (H28.6月 閣議決定)
“GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、（中略）政府の取組方針を年内に取りまとめ”
- **統計改革の基本方針** (H28.12月 経済財政諮問会議決定)
経済統計改善の取組、「公的統計基本計画」の前倒し改定、「統計改革推進会議」の設置等を決定
- **統計改革推進会議の設置** (H29.2月初会合)
内閣官房長官（議長）、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、日本銀行総裁及び9名の有識者から構成
- **統計改革推進会議「最終取りまとめ」** (H29.5月)
今後の統計改革の具体的方針を取りまとめ
- **骨太方針2017** (H29.6月 閣議決定)
“「統計改革推進会議最終取りまとめ」等に基づき、証拠に基づく政策立案（EBPM）と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進”

3 公的統計基本計画の全体構成

公的統計基本計画の全体構成

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

＜基本的な方針＞ 統計の体系的整備・有用性の確保・向上



- 1 E B P M や統計ニーズへの的確な対応
- 2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進
- 3 國際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上
- 4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
- 5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化

施策展開

第2 公的統計の整備に関する事項

基盤

第3 公的統計の整備に必要な事項

【別表】

今後5年間に講じる具体的な措置・方策、担当府省、実地時期

第4 基本計画の推進 統計委員会による推進・支援

4 公的統計基本計画の主な課題

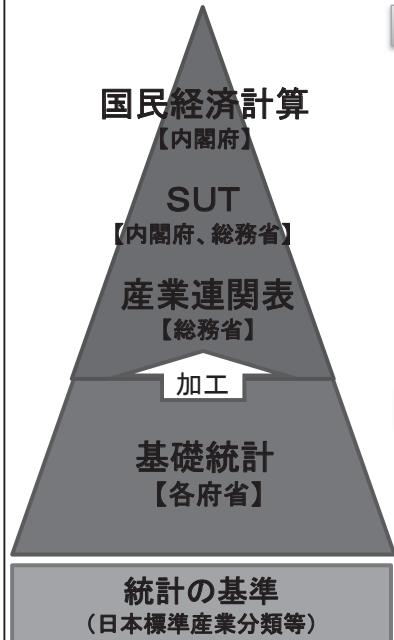
(1) 国民経済計算を軸にした経済統計の整備

(1) 国民経済計算を軸にした経済統計の整備

国民経済計算の精度への疑問(国会審議、新聞報道等)

・国民経済計算は経済実態を反映していないのではないか?

- ①国民経済計算の作成方法が他の先進諸国と異なる(SUT体系を採用していない)
- ②基礎統計が不十分(特に、近年比重を増すサービス分野)、③統計間の整合性の確保



①SUT体系への移行

SUT(供給・使用表) : Supply and Use Table

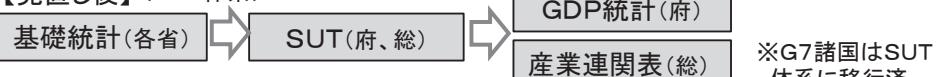
基礎統計から産業連関表を経由せずSUTを直接推計する体系へ

※SUT(産業×商品のマトリクス分析表)は、企業が報告しやすい事業所ごとの供給額や使用額から作成できるため、産業連関表(商品×商品)より、実測ベースで作成が可能

【現行】



【見直し後】<SUT体系>



※G7諸国はSUT体系に移行済

②基礎統計の拡充・改善

ビジネスサービスの枠組み(国民経済計算に必要な項目を産業横断で把握する枠組み)の創設
建設、不動産、医療、介護、教育分野の拡充・改善

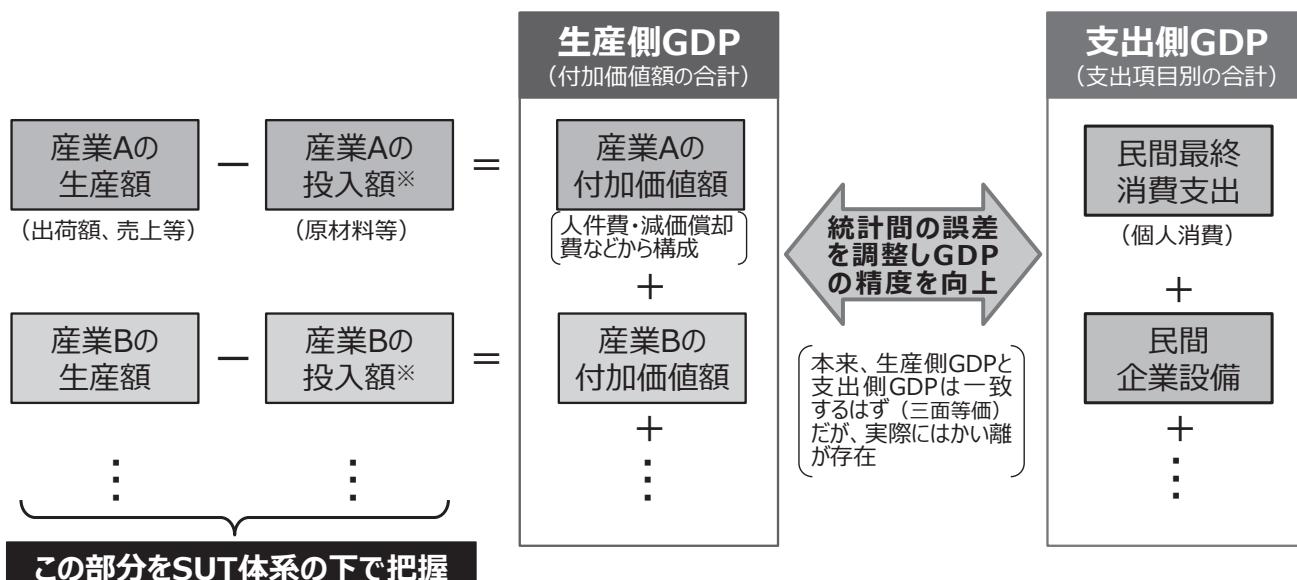
※シェアリング・エコノミー等多様化するサービス産業の計測は、研究課題として統計委員会で検討

③生産物分類の策定

(2018年度までにサービス分野、2023年度までに全分野で策定)
わが国の生産物を分類し、様々な統計を用いて作成する国民経済計算や産業連関表の精度向上に寄与。G7諸国は策定済

①SUT体系への移行 | 生産側GDPの重要性

- GDPとは、1国全体で、ある一定期間(1年間や1四半期)に、新たに生み出された価値(付加価値)の合計のこと
- 我が国では、支出側GDP(個人消費や企業設備投資などの和)が主に景気判断等に用いられているが、生産側GDP(産業別の付加価値の和)の推計と突合することで、GDPの精度向上を図っていくことが重要



※ 他の産業の生産物を原材料等として使用した分は、重複排除のため減算

【例】菓子の付加価値額 = 菓子の生産額 - 砂糖等の原材料の購入額 (砂糖等の生産額としても把握されるため重複を排除)

①SUT体系への移行 | 産業連関表とSUT

産業連関表

商品×商品の取引実態を一つの行列に示した統計表。5年ごとに作成

商品(400部門)

商品 (500部門)	需要部門 (買い手) 供給部門 (売り手)	中間消費(列)			最終需要			国内生産額
		農林水産物	鉱業生産物	製造業生産物	消費	資本形成	在庫	
				...				
	農林水産物 鉱業生産物 製造業生産物 ...							
	付加価値	雇用者所得 営業余剰 資本減耗 ...		商品が、どの商品の生産に使つたか 商品の商品生産に	商品が、どの商品の生産に使用されたか 商品の生産に	商品が、どう最終的に使用されたか 商品の最終的使用		
	国内生産額				商品の付加価値			

SUT

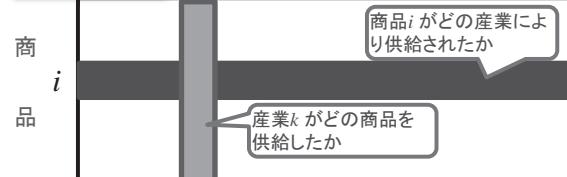
SUT: Supply and Use Tables

産業×商品の取引実態を二つの行列に示した統計表。毎年作成して国民経済計算に使用

→企業が報告しやすい事業所単位のデータで作成するため、商品単位の産業連関表より作りやすい

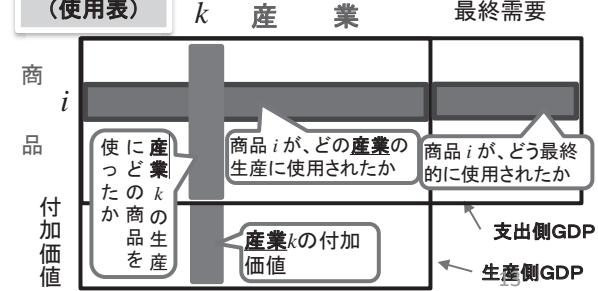
Supply表 (供給表)

k 産業



Use表 (使用表)

k 産業



①SUT体系への移行

(例) パン工場で副業としてお菓子を生産している場合

①工場全体で使用した原材料(小麦粉、電気・ガス・水道、人件費)の総額は、通常、帳簿管理されているため、統計調査で正確な回答が得やすい。

②生産物ごとの使用内訳は、帳簿で管理されていない場合が多く、統計調査で正確な回答を得ることが難しい。 ⇒仮定において産出額を推計することが必要

例: 生産額や生産量の割合で按分



	小麦粉	電気・ガス 水道	人件費	生産額
パン	?	?	?	900
お菓子	?	?	?	100
合計	300	100	600	1000

①合計額は正確な回答を得やすい

→ ①を調べた基礎統計から直接SUTを作成した方が、商品単位の産業連関表を経由して作成するよりも精度が向上

→ GDPの精度も向上

② 基礎統計の拡充・改善

- 経済センサス-活動調査（5年ごと）の中間年の経済構造統計として、国民経済計算の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイの枠組みを2019年度に創設
- プロファイリング活動と併せて実施することにより、主要企業の負担軽減を図る。

第Ⅰ期【2019～2020年】

サービス関連3調査を統合した経済構造実態調査（新設）と工業統計調査から構成

経済構造実態調査（仮称）

- 年次化した商業統計調査、サービス産業動向調査（年次調査）及び特定サービス産業実態調査の3調査を統合し、中間年の経済構造統計を作成するための基幹統計調査として「経済構造実態調査」（仮称）を新設

工業統計調査

- 中間年の経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査と同時・一体的に実施

第Ⅱ期【2022年以降】

経済構造実態調査に関連統計調査を統合し範囲を拡大

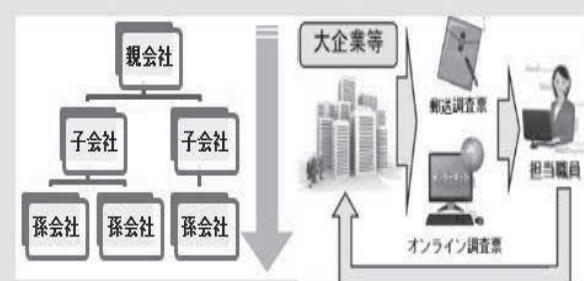
- 工業統計調査等を経済構造実態調査に統合し、経済構造実態調査の調査範囲を拡大

② 基礎統計の拡充・改善

○ 平成31年度から経済センサス基礎調査を以下の方法により経常的に実施

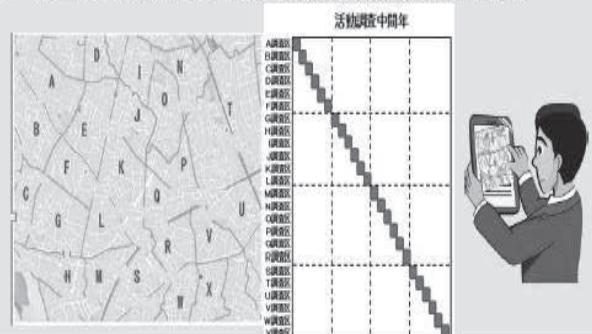
企業構造・活動状況に関する調査（国の直轄調査）

- ✓ 主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業者数などの企業活動状況に関する基本的事項を把握
- ✓ 主要な企業グループのトップに位置する企業に対して、専任の担当職員を当て、中核的な情報や組織構造を適時的確に把握するプロファイリング活動を実施
- ✓ プロファイリング活動のための人材育成及び体制整備を行う



事業所の開業・廃業状況に関する調査（地方公共団体経由の調査）

- 全国の事業所の開廃状況を実地に把握
- ✓ 調査区等の地域ごとに期日を設け、全調査区を順次調査するローリング調査を実施
- ✓ 存続・廃業事業所については活動状態を外観から確認
- ✓ 新設事業所については調査票等を配布して調査
- ✓ 上記の状況を調査員用端末を用いて瞬時に送信
- ✓ 調査員の継続的な確保及び業務習熟度の向上を図る

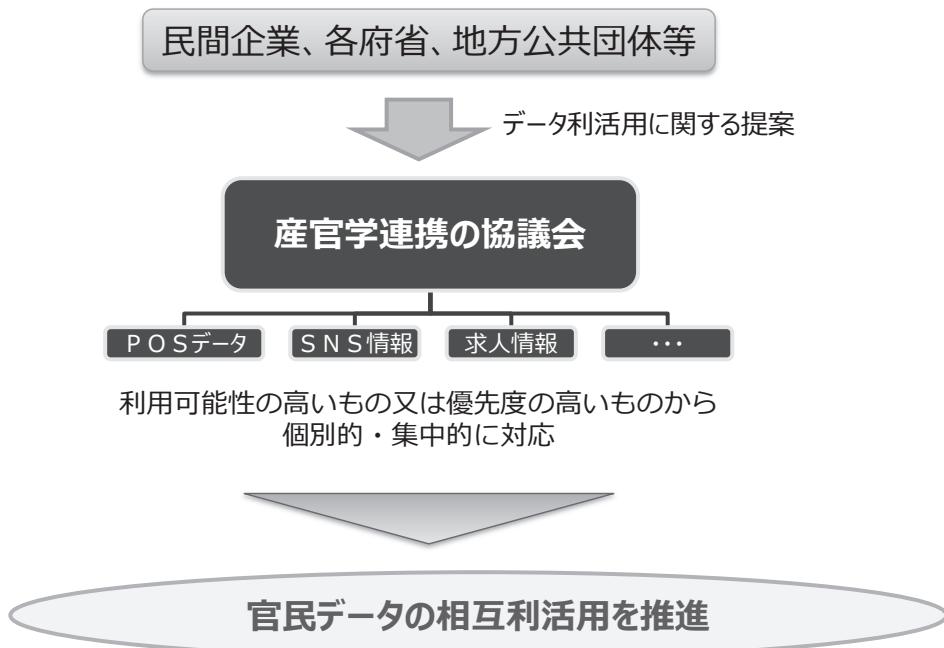


4 公的統計基本計画の主な課題

(2) 統計作成の効率化及び報告者負担軽減

官民データの相互利活用の促進

- 利活用上の各種課題の解決や、ベストプラクティス等を積み上げて公表するための**産官学連携による会議**を2018年度から開催
- データの保護や取得等の状況にも留意しつつ、各府省と地方公共団体・民間の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進

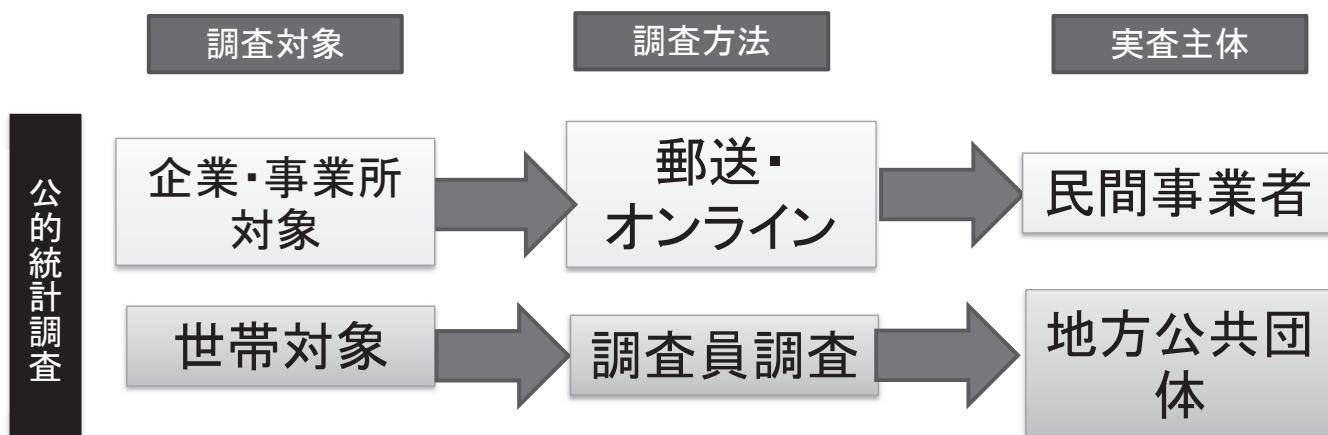


4 公的統計基本計画の主な課題

(3) 統計の品質確保

① 民間委託された統計調査の品質確保・向上

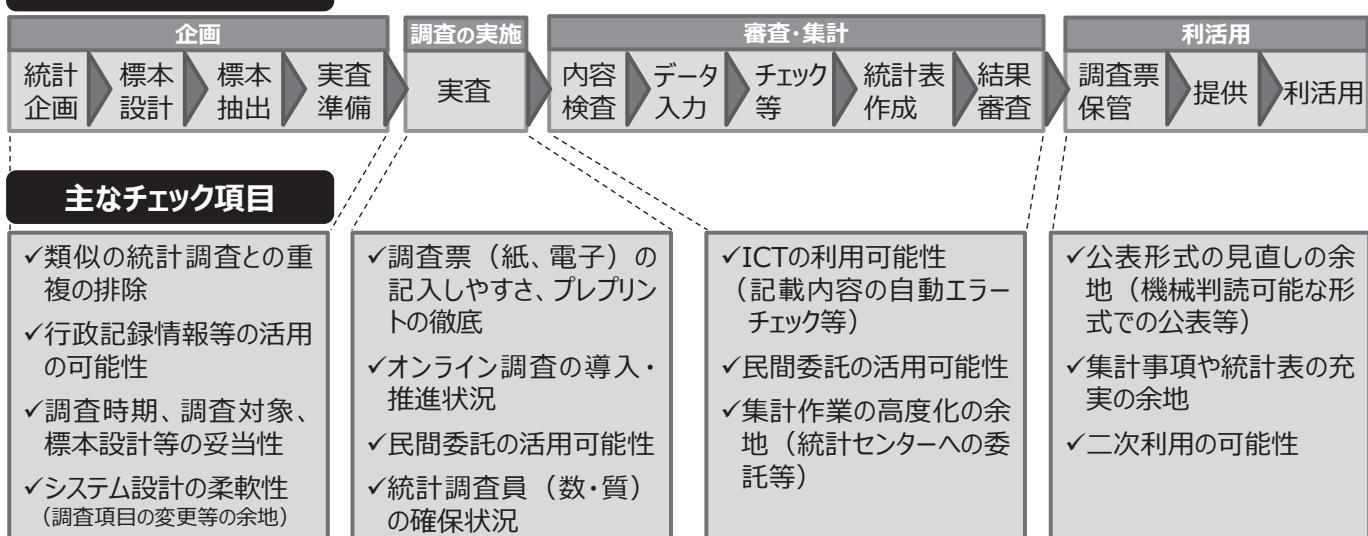
- 統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインに基づき、委託業務仕様書の見直し、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取組む
- 統計調査の民間委託について、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する



② 統計棚卸し

- 民間部門の業務改革で活用されているBPRの手法を活用。統計調査の一連の業務フローを分解し、個々の業務フローごとに、共通的なチェック項目を設定
- 2018年度から、統計委員会に統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等からなる統計棚卸しチーム（仮称）を新設し、業務統計を含む既存の政府統計全般を対象として統計棚卸し（統計版BPR）を実施予定

統計調査の業務フロー



② 統計棚卸し(統計の官民コストの引下げ)

- 統計にする官民コストの計測の考え方（①調査実施者・作成者、②報告者、③ユーザー作業等に要する時間コストの合計）を整理 ※ 最終取りまとめに基づく統計改革の取組に要する追加コストは対象外
- 年度内にコスト削減のための計画を策定し、進捗を毎年フォローアップすることにより、2020年までの3年間で2割削減を達成

官民コストの計測の考え方

①調査実施者・作成者のコスト（1年当たり）

$$= \text{人員数} \times \text{統計業務の割合} \times \text{勤務時間}$$

（削減項目例）統計調査の代替・廃止、調査項目の縮減、民間委託の推進、オンライン調査推進 等



②報告者のコスト（1年当たり）

$$= \text{報告者数} \times \text{報告者の作業時間}$$

（削減項目例）調査の廃止、調査周期見直し、報告者数や記入項目数の削減、オンライン調査推進 等



③ユーザーコスト（1年当たり）

$$= \text{一次利用に係る時間} + \text{二次利用に係る時間}$$

（削減項目例）e-Stat機能向上、機械判読可能な形でのデータ提供（DB形式など）、API機能の活用拡大 等

スケジュール

【2017年度】

- 1～3月 各府省におけるコスト削減計画の策定
- 3月末 コスト削減計画確定

各府省における取組

【2018、2019年度終了後】

前年度の各府省の取組を総務省がフォローアップ

各府省における取組

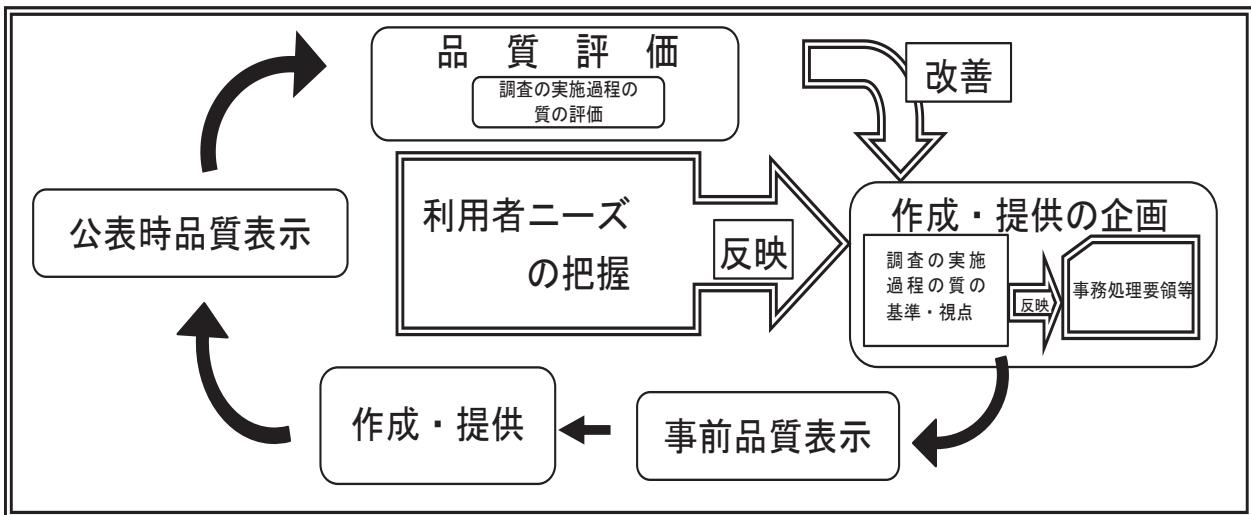
【2020年度終了後】

3年間の取組のフォローアップ及びコスト削減効果の公表 ⇒ 3年間で2割削減

③ 品質管理の推進

- 公的統計の品質保証に関するガイドラインを踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取組む
- 作成過程の更なる透明化に努める

統計の品質保証活動



4 公的統計基本計画の主な課題 (4) 統計の利活用促進・環境改善

① 統計データの二次的利用の促進

- セキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方の検討
- 統計への信頼を確保・維持（個人・法人情報を保護、目的を統計利用に限定）しつつ、調査票情報の二次的利用の促進により、**有用な新たな統計の作成**に加え、**同種の民間調査の抑制、重複調査の排除**等にも寄与

オーダーメード集計・匿名データの利活用が低調
(現在は学術研究等に限られる)

2016年度実績：各17件、39件

調査票情報を利用しづらい
(利用要件・管理義務が厳格)

一定の公益性を要件に、民間企業の利用も可能に

オーダーメード集計の要件、費用等の情報提供の充実

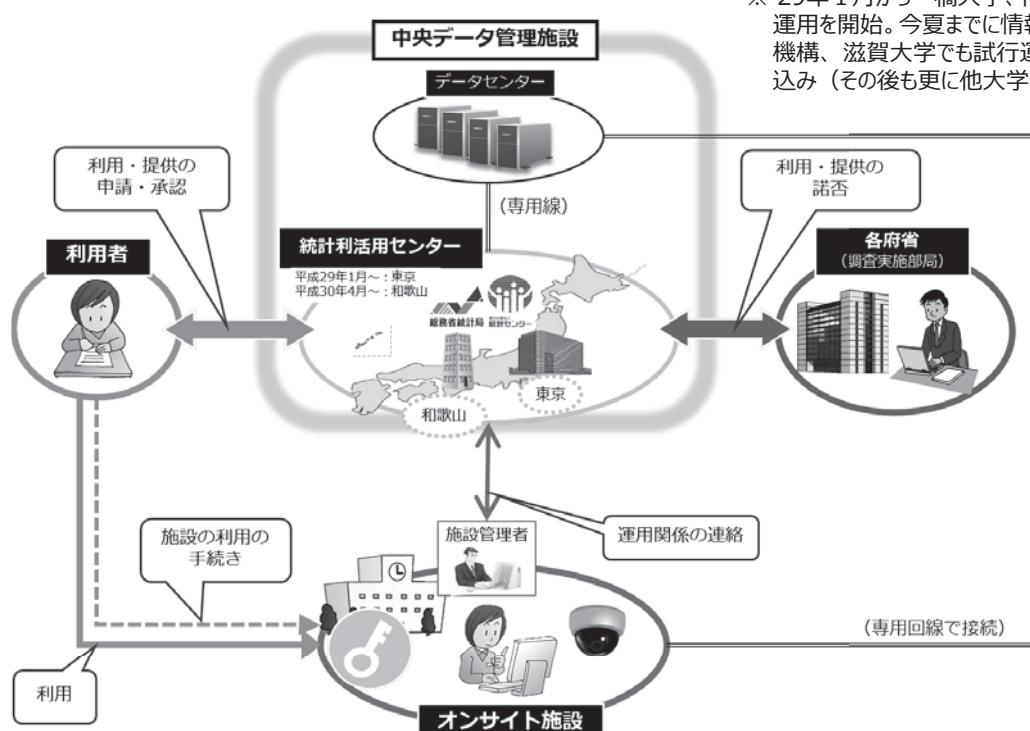
提供する統計調査の種類・年次等の追加

オンライン利用の場合に利用要件を緩和
(学術研究に資する統計の作成等)

【参考】調査票情報のオンライン利用の推進

<オンライン施設>

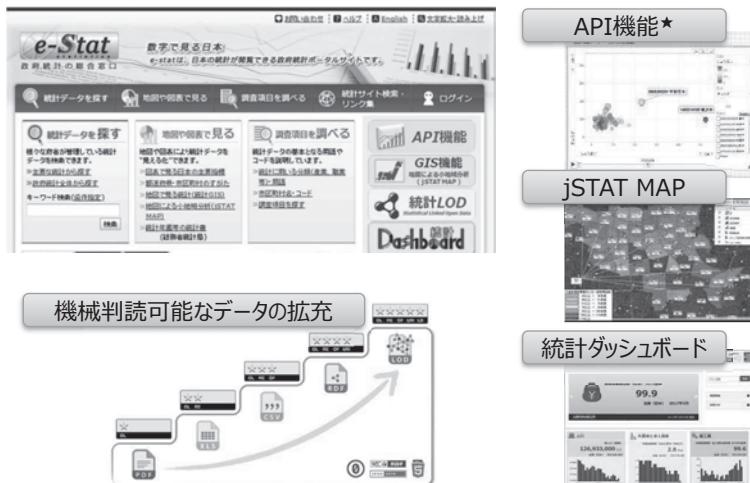
データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど、高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設



② e-Stat(政府統計の総合窓口)の充実

- 各府省の統計データをワンストップで提供するe-Stat(政府統計のポータルサイト)※において、機械判読可能な形式でのデータの拡充、統計表の集約的な公表、API機能★の利用可能なデータ提供を促進
- ユーザビリティの向上等に配慮した次期e-Statを開発し、2018年1月から公開。ユーザーニーズに応じて、高度利用のための機能改善・強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加などを引き続き推進

高度利用可能な統計データの拡充、利用環境の充実



オープンデータや分析ツールなどと連動させた高度なデータ分析が可能

統計データを地図上に表示して地域分析が可能に

主要な統計データをグラフなど視覚的にわかりやすい形で提供

※ 政府統計約570統計の約72万表を収録（2017年10月末現在）。年間ダウンロード数は約3,000万件（2016年度実績）。

★ 手作業によることなく、プログラムが自動でデータを取得できるようになる機能。

③ 立入検査等の実施

- 報告者の公平感の確保、結果精度の確保のため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなか得られない場合の対応として、立入検査等※を積極的に実施
- 立入検査等に当たっては、プロファイリング活動を強化し、その他負担軽減策を推進

【立入検査等の実施に当たっての基本的な考え方】

立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査

- 事業所・企業等を対象とした統計調査
- 未提出について結果の推定時における補正等が困難
- 母集団情報としての利用など他統計調査に多大な影響

対象となる客体の選定基準

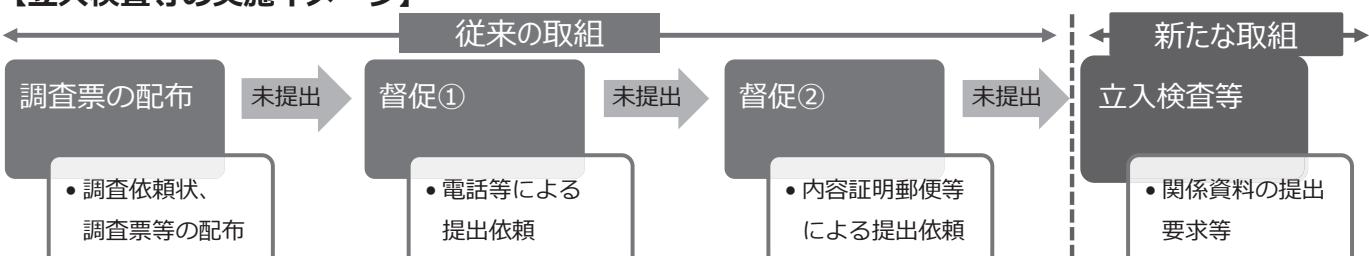
- 継続的に督促を行っているにも関わらず未報告
- 数次の調査にわたり継続的に未報告
- 組織的な対応として未報告

立入検査等に必要な検査手順や実施事項等

- 事前に対象企業等に通知、会計担当者など必要な対応ができる者の立会
- 立入検査等の実施状況の公表

経済センサス・活動調査を念頭にしつつ、他の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、更なる具体化について検討

【立入検査等の実施イメージ】



※ 統計法第15条に基づき、資料の提出要求や、必要な場所に立ち入っての帳簿・書類その他の物件の検査又は関係者への質問を行うこと